

MM FITNESS CLUB Begin 会則



第1条(名称)	本クラブは、「MM FITNESS CLUB Begin(みなとみらいフィットネスクラブビギン)」(以下、本クラブといいます)と称します。	第15条(退会)	会員が本クラブを退会する場合は、退会を希望される当月の5日までに所定の退会届を提出し、会費、利用料等未納金がある場合には、これを完納して当該末日を以って退会するものとします。
第2条(所在地)	本クラブの所在地は、神奈川県横浜市中区桜木町1丁目1番7号とします。	第16条(会員資格の喪失)	次の場合、会員はその資格を喪失するものとします。 ①死亡 ②法人の解散 ③退会 ④除名 ⑤運営上重大な事由により本クラブの全部を閉鎖したとき ⑥会社の解散
第3条(運営・管理)	本クラブの運営・管理は、株式会社TOLCD(以下、会社といいます)があたります。	第17条(会員証)	(1)本クラブは、会員に会員証を交付します。 (2)会員は、本クラブを利用する場合には、必ず会員証を携帯して提示するものとします。 (3)会員は、会員証を紛失した場合には、ただちに所定の手続きを行い再発行を会社に申請するものとします。また、その際は会社の定める再発行手数料をお支払いいただきます。 (4)会員証は転貸および譲渡はできないものとします。 (5)会員が会員資格を喪失した場合は、会員証を速やかに本クラブに返還するものとします。
第4条(目的)	本クラブは、スポーツを通じ会員の健康増進ならびに会員相互の親睦を図るとともに、地域社会における健康で明るいコミュニティづくりに寄与することを目的とします。	第18条(通知方法)	本会則に定める通知および本クラブの運営等に関する通知は、原則として本クラブ施設内に掲示する方法により行うものとします。
第5条(会員)	本クラブの会員は、本会則、その他本クラブが定めた事項に従うこととします。	第19条(変更事項の届出)	(1)会員は、氏名、住所、連絡先およびその他入会申込書記載事項に変更があった場合には、すみやかに会社に届け出るものとします。 (2)会員へ郵送で通知する場合は、会員から届出のあった最新の住所宛てに行い、会社は、以降の責任は負わないものとします。
第6条(会員の種類)	本クラブ会員の種類及びその要件は、次のとおりとします。 ①個人会員・・・個人が登録した場合 ②法人会員・・・法人が登録した場合 上記会員の他、会社が必要と認めるときは、新たな会員種類をおくことができるものとする。	第20条(ビジター)	(1)会社は、会員以外の方がビジターとして本クラブを利用する場合は、会社が別途定めた利用料金の支払い、会員と同伴であることを条件にこれを認めるものとします。 (2)会社は会員の利用に支障が生ずる恐れのある場合、ビジターの利用を制限することができるものとします。 (3)会員は、同伴したビジターの本クラブ内の行為、支払い、事故等一切について連帯責任を負うものとします。
第7条(入会資格)	本クラブの入会資格は、次のとおりとします。 ①日本在住の方で、満18歳以上(高校生は不可)の方とします。但し、ペア会員に限り親権者より本クラブ所定の同意書の提出があった場合には、施設利用の際に親権者が同伴することを条件に満16歳以上(高校生)の方の入会を認める場合があるものとします。 ②本クラブの主旨に賛同し、スポーツを愛し、エチケットを守って本クラブの施設をご利用される方 ③健康に異常のない方 ④刺青(ファッションタトゥーを含む)をされていない方 ⑤暴力団員などの反社会的団体の構成員またはその関係者ではない方 ⑥妊娠されていない方	第21条(休業日)	本クラブは原則として毎月末、および年末年始を休業日とします。その他、施設点検等会社側の理由により、臨時休業することがあります。
第8条(入会手続)	(1)本クラブへの入会を希望する方は、所定の入会手続を行い、会社の入会承認を得た後、入会金を納入するものとします。 (2)入会希望者が未成年の場合は、保護者より本クラブ所定の同意書を提出していただきます。 この場合、保護者は、自らメンバーになった場合と同様に本会則に基づき責任を本人と連帯して負うものとします。	第22条(施設の利用)	(1)会員は、本クラブの利用に際し、会社が別に定める規定に従うものとします。 (2)本クラブは講習会開催、特別行事、施設整備・改修等のため、本クラブの施設の一部または全部の利用を制限することができるものとします。 (3)会員は、常に健康状態に留意し、自己の責任と危険負担において本クラブの施設を利用するものとします。 (4)会員は、本クラブ諸施設において、技量を超えた特殊な危険行為に及んだり、本クラブの事前の承諾なくして、対価を得て他の利用者に対する指導行為を行ってはならないものとします。 (5)本クラブの会員会則、その他本クラブの定めた事項に違反した利用者に対し、本クラブの利用を禁止します。
第9条(入会金)	(1)入会金は、会社が別に定める金額とし、会社はいかなる場合もこれを返還しません。 (2)入会金は、新たに入会する会員に対し、社会経済情勢等の変動に応じて変更することができるものとします。	第23条(施設の閉鎖、変更)	(1)天災地変、行政指導、社会情勢・経済状況の著しい変化およびその他やむを得ない事由が生じた場合、会社は本クラブを閉鎖することができるものとします。この場合、会員は補償等その他の請求・異議申立てをすることができないものとします。 (2)会社は必要に応じて、本クラブ施設の変更を行うことができるものとします。
第10条(会費)	(1)会員は、会社が別に定める金額の会費を所定の方法により納めるものとし、既納の会費については、いかなる場合もこれを返還しません。 (2)会費は、社会経済情勢等の変動に応じて変更することができるものとします。 (3)施設利用の有無にかかわらず退会時までは、月会費の支払いが必要となります。	第24条(責任事項)	(1)本クラブの施設利用に際して、会員本人又は第三者に生じた傷害等の人的事故、盗難等の物的事故については、会社は一切損害賠償の責を負いません。会員が同伴したビジターについても同様とします。 (2)会員が、本クラブの施設利用に際して、会社又は第三者に損害を与えた場合、すみやかにその賠償の責を負うものとします。
第11条(譲渡および名義変更)	本クラブの会員資格はこれを他に譲渡および名義変更できないものとします。また、質入その他の担保に供することはできないものとします。	第25条(営業時間)	本クラブの営業日、営業時間については別に定めるものとします。
第12条(法人会員の登録社名変更及び登録者名変更)	法人会員のやむを得ない事由による登録社名の変更及び登録者名の変更は、会社の承認を得て変更ができるものとする。ただし、事務手数料を支払うものとする。	第26条(改正)	本会則の改正は、会社が必要に応じてこれを行うことができるものとし、改正した内容の効力は、全会員に及ぶものとします。
第13条(休会)	6ヶ月以上の長期にわたりやむを得ない事由により本クラブを利用できない場合で、かつ会社が認めた場合は、休会前月5日までに所定の手続きを経て、1ヶ月分の会費を前納することにより、その翌月より向こう6ヶ月間、会員資格を継続することができるものとします。	第27条(細則)	本会則に定めていない事項および業務遂行上必要な細則は本クラブが定めるものとします。
第14条(会員資格の一時停止・除名等)	会員が次の各号の一つに該当した場合、会社は、その会員を、会員資格の一時停止または除名とすることができるものとします。また、会社はその事由を会員に説明する義務を負わないものとします。 ①本クラブの名誉を傷つけた場合 ②本クラブの秩序を乱した場合 ③本クラブの会則、その他本クラブが定めた事項に違反した場合 ④本クラブの施設・設備等を故意に損壊した場合 ⑤入会に際して虚偽の申告をした場合 ⑥会費、利用料等の支払いを滞納し、会社からの期限を定めた催告にも応じない場合 ⑦暴力団員など反社会的団体の構成員あるいはその関係者であることが判明した場合、またはそれらの者を本クラブに同伴もしくは紹介した場合 ⑧本クラブの会員としての品位を損なうと認められた非行のあった場合	第28条(発効日)	本会則は、2010年4月3日より発効します。